京　都　大　学　通　則　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略）	
	第６３条の３　第６１条の規定は、大学院教育支援機構の場合に準用する。この場合において、第６１条第１項中「学部又は大学院」とあるのは「大学院教育支援機構」と、第６１条第１項及び第２項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「大学院教育支援機構」と読み替えるものとする。
（中　略）	
第６５条 ２～８　（略）	第６５条 ２～８　（同　左）
	９　第１１条、第２４条、第２５条、第３０条ないし第３３条、第４４条第１項、第４８条の規定は大学院教育支援機構の科目等履修生に準用する。この場合において、第２５条中「学部長」とあるのは「大学院教育支援機構長」と、第４４条第１項中「他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受ける」とあるのは「他の研究科等の科目を履修する」と、「所属の研究科」とあるのは「大学院教育支援機構」と、第４８条中「試験及び研究指導」とあるのは「試験」と、「当該研究科」とあるのは「大学院教育支援機構」と読み替えるものとする。
（後　略）	
	附　則（令和６年達示第９９号） この規程は、令和７年４月１日から施行する。